

熊本県公報

号外 第50号
令和2年(2020年)
8月4日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例…………… (県政情報文書課) 1
 - 熊本県財産条例の一部を改正する条例…………… (財産経営課) 2
- ### 告 示
- 特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置…………… (県政情報文書課) 3

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例
 - 1 この条例は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責について定めることを趣旨とすることとした。(第1条関係)
 - 2 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置について規定することとした。(第2条関係)
 - 3 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置について規定することとした。(第3条関係)
 - 4 この条例は、公布の日から施行し、令和2年7月14日以後に特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により指定された特定非常災害について適用することとした。
- ◇熊本県財産条例の一部を改正する条例
 - 1 令和2年7月豪雨による災害の被災者に対する災害救助法第2条の規定に基づく救助として供与される応急仮設住宅の買入れについては、議会の議決を要しないこととした。(附則第2項関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例をここに公布する。
令和2年8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第38号

熊本県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、特定非常災害(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する特定非常災害をいう。以下同じ。)の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責について定めるものとする。
(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)
- 第2条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に係る条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。)(以下「条例等」という。)の施行に関する事務を所管する機関(同法第2編第7章に基づいて設置される県の執行機関及び熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)第5条第1項に規定する病院事業の管理者をいう。以下同じ。)は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、当該特定非常災害に係る延長期日(法第3条第1項に規定する延長期日をいう。以下同じ。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

熊本県告示第616号の2

熊本県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和2年熊本県条例第38号）第2条第1項の規定により次の表の左欄に掲げる特定権利利益に係る満了日を同表の中欄に定める者を対象に同表の右欄に定める日まで延長するので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年（2020年）8月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）第5条又は第6条第4項の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可	令和2年7月豪雨に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村の区域（以下「災害救助法適用区域」という。）内に住所又は主たる事務所を有する者	令和2年（2020年）12月28日
熊本県屋外広告物条例第21条第1項又は第3項の規定による屋外広告業者の登録又は更新の登録	災害救助法適用区域内に住所又は主たる事務所を有する者	令和2年（2020年）12月28日
熊本県特定食品衛生条例（昭和50年熊本県条例第25号）第3条第1項の規定による食品製造業又は食品販売業の許可	災害救助法適用区域内に製造所又は店舗を有する者	令和2年（2020年）12月28日
熊本県特定食品衛生条例第3条第1項の規定による食品行商の許可	災害救助法適用区域内に住所を有する者	令和2年（2020年）12月28日
熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年熊本県条例第43号）第2条第1項又は第3項の規定による浄化槽保守点検業者の登録又は更新の登録	災害救助法適用区域内に営業所を有する者	令和2年（2020年）12月28日